

# 鳥取県無料低額宿泊所に関する条例（骨子案）

についてご意見をお寄せください。

○鳥取県では、社会福祉法の規定に基づき、無料低額宿泊の設備及び運営に関する基準を定める条例（骨子案）を作成しました。

○ついては、この骨子案に対する県民の皆様のご意見をお寄せください。

※ 無料低額宿泊所とは・・・

生計が困難な者のために無料又は低額な料金で宿泊所を利用させる事業を行う施設

## 鳥取県無料低額宿泊所に関する条例（骨子案）の概要

### <趣旨>

無料低額宿泊所として劣悪な施設に住まわせ、居室やサービスに見合わない料金を生活保護費の中から徴収する、いわゆる「貧困ビジネス」への規制強化のため、社会福祉法の一部が改正（令和2年4月1日施行）され、無料低額宿泊所の設備及び運営の基準について、都道府県・政令指定都市・中核市が厚生労働省の基準に基づいて条例で定めることとなったことを受けて、鳥取県として無料低額宿泊所の設備及び運営の基準を定めるものです。

### <基準の内容>

・本県で定める基準は原則として「無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準（令和元年厚生労働省令第34号）」に定める基準（以下「省令基準」という。）に準拠し、省令基準が本県の事情にそぐわないものや省令基準にないものは、県独自の規定とする。

<省令基準が本県の事情にそぐわないもの>

居室の床面積	原則として1人当たり7.43㎡以上とし、省令の基準にある「地域の実情によっては、4.95㎡以上」という緩和措置は設けない。
--------	---

<省令基準に規定がないもの>

項目	追加・規定内容
衛生管理	利用者の熱中症を予防するため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
食事	食事の提供の際に、県産品利用に努めなければならない。
自己点検及び外部評価	提供するサービスについて定期的に自己点検を行い、その結果を入所者に周知しなければならない。また、外部による評価を行い、その結果を公表するよう努めなければならない。

※ 基準の詳細は、別紙「鳥取県無料低額宿泊所に関する条例（骨子案）の概要」を参照

※ 省令基準は、県のウェブページ（<https://www.pref.tottori.lg.jp/288597.htm>）のほか県庁県民参画協働課、各総合事務所地域振興局・福祉保健局、日野振興センター日野振興局、東部・八頭庁舎、県立図書館及び各市町村役場でも閲覧できます。

### <施行日>

令和2年4月1日（サテライト型住居施設に係る規定は令和4年4月1日）

※ サテライト型住居施設：本体施設（定員5名以上10人以下のものに限る）と一体的に運営される定員4人以下の附属施設

### 応募方法

・郵送、ファクシミリ、電子メールまたは県のウェブページ応募フォームでお寄せいただくか、意見箱への投函（上記「省令に定める基準」の閲覧可能機関に設置）いずれでも応募できます。（様式自由。裏面の応募用紙もご活用できます。）

《応募・問合せ先》

鳥取県福祉保健部ささえあい福祉局福祉保健課

郵送：〒680-8570（所在地記載不要）電話：0857-26-7859

ファクシミリ：0857-26-8116 電子メール：[fukushihoken@pref.tottori.lg.jp](mailto:fukushihoken@pref.tottori.lg.jp)

### 結果の公表

いただいたご意見への対応は、後日、とりまとめて県のウェブページ等で公表します。

【鳥取県無料低額宿泊所に関する条例（骨子案）に対する意見応募用紙】

《応募先》 鳥取県庁 福祉保健部 ささえあい福祉局 福祉保健課  
〒680-8570（所在地記載不要）  
ファクシミリ：0857-26-8116  
電子メール：fukushihoken@pref.tottori.lg.jp

ご意見記載欄

ご意見ありがとうございました。

差し支えなければ、下記にもご記入ください。

お住まいの市町村	鳥取県	市・郡	町（以下、不要）	
年代	<input type="checkbox"/> 10歳代	<input type="checkbox"/> 20歳代	<input type="checkbox"/> 30歳代	<input type="checkbox"/> 40歳代
	<input type="checkbox"/> 50歳代	<input type="checkbox"/> 60歳代	<input type="checkbox"/> 70歳代	<input type="checkbox"/> 80歳代以上